人事異動

内閣

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・松戸簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　土屋　哲夫
願に依り本官並びに兼官を免ずる（十二月五日）

小林　久起　笠井　之彦
判事に任命する（各通）

染谷　武宣
判事兼簡易裁判所判事に任命する

（東京高等裁判所判事）本田　能久
簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　端　一三彦
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十二月八日）

内閣府

国家公安委員会委員に任命する（十二月七日）　川本　裕子

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　壬生　隆明
辞職を承認する（十二月八日）

国税庁

（浜松西税務署長）財務事務官　長屋　正由
名古屋国税局総務部付を命ずる

（名古屋国税局総務部税務相談室長（税務相談官））同　井口　真孝
浜松西税務署長を命ずる（以上十二月一日）

農林水産省

（農村振興局整備部設計課首席農業土木専門官）農林水産技官　進藤　金日子
させる

（北陸農政局農村政策部中山間地域振興課長）農村振興局農村政策部付に昇任　佐藤　一雄
北陸農政局農村計画部長に配置換する

（北陸農政局農村計画部長）同　渡辺　巧
北陸農政局整備部長に配置換する

（北陸農政局整備部長）同　中里　良一
関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長に配置換する

（農村振興局農村政策部中山間地域振興課長）同　宮森　俊光
農村振興局農村政策部付に配置換する（以上十二月五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、平成二十六年八月豪雨に伴う被災地御見舞、併せて地方事情を御視察のため、十二月三日午前十時四十一分御出門、広島県へ行幸啓、同月四日午後五時四十五分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、十二月六日午前九時二十三分御出門、開館十周年　宮本三郎の仕事1940′s-1950′s展―従軍体験と戦後の再出発―を御覧のため、世田谷美術館分館　宮本三郎記念美術館（世田谷区）へ行幸啓、同十時五十九分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、十二月八日午前九時四十八分御出門、障害者週間にちなみ、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ（世田谷区）へ行幸啓、同十一時五十五分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、平成27年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成 26 年 12 月 10 日

人事院事務総長　永長　正士

記

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第２条第２項第４号の規定に基づき人事院規則で定める法人（信用金庫連合会、労働金庫、監査法人、弁護士法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。））及び同項第５号の規定に基づき人事院が指定する法人

2　応募手続

⑴　交流派遣（国から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の職員の年齢及び必要な経験等
②　当該民間企業における地位及び業務内容
③　希望する労働契約の期間
④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴
②　国における希望職務内容
③　希望する任用期間
④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別
⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　参考

国と民間企業との間の人事交流制度及び交流を希望する国の機関とその職務内容については、人事院のインターネットホームページ（http://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html）を参照のこと。

4　応募に関する問合せ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班
〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３
電話番号：（03）3581―7722
e-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係労働者を代表する者山近和浩の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年 12 月 10 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成26年12月24日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　山口労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。